

私立女子大学の設立過程と女子大学の論拠

—1949 年以降を中心に—

湯川 次義

はじめに

周知のように、新制大学としての女子大学が初めて設立されたのは 1948 年であったが、本格的な女子大学の設立は他の多数の大学と同様に 49 年度であった。48 年に設立認可された女子大学は、文部省の新制大学の発足は 49 年とする方針に反して「前倒し」的¹に認可された 12 大学中の 5 校であり、CI&E の強力な後押しで実現した。その後、50 年までに国公私立 33 校の新制女子大学が設立されたが、本論文では 1949 年以降の私立女子大学の設立過程及び別学校を選択した論理を中心に考察する。

筆者は、戦後教育改革期における女性の大学教育の成立について、CI&E の関与も含めた政策形成過程とその実態面の特質を究明する研究を構想している。この研究において筆者は、共学大学以外に一定数の女子大学が設立されたことが戦後日本の女性の大学教育の特徴を形成したのではないか、という点を一つの視点に設定している。このような構想中の実態面の研究として、共学大学については戦後の旧学制下の門戸開放及び新制大学の共学化に関する政策や個別大学の共学化の理由・背景を検討してきた²。一方、女子大学については、設立過程及び個別大学の目的規定や学部・学科組織などを考察してきた³。

筆者はこれまで、女子大学の特徴を分析する指標としておおよそ 5 項目を設定し、検討してきた。考察結果を指標別にまとめると、①「当然」とはいえ、その母体はすべてが旧女子教育機関であったこと、②教育目的の面で戦後の新たな女性像を基盤としながらも特性教育的要素を含む大学が多かったこと、③薬学部を除いて、専門がほぼ家政系と文学系学部に限られていたこと、④大学の性格として学術大学が少なく、多くが教養的であったこと、⑤大学規模が小さかったこと、が指摘できる⁴。

①について補うと、大学に「転換」⁵した女子高等師範学校（以下、適宜「女高師」と略記する）や女子専門学校（以下、適宜「女専」と略記する）などの 70%以上が女子大学を選択したことは、宗教系大学の一部や商船などを専門とする大学を除いて、旧男子高等教育機関のほとんどが共学化したこととは対称的であり、注目すべき事実と筆者は捉えている。すなわち、その結果として多くの女子大学が②から⑤の要素をもつことになったと理解でき、戦後教育改革期の女子大学の特徴を形成したと考えられよう。そして、これらがその後の女子大学を方向付けることになったと見ることができる。

戦前には男女別学政策が徹底されていたが、新学制では共学制が確立し、文部省も国立大学を原則共学としつつ、共学か別学かの選択は個別学校の判断との見解を示していた⁶。こうした状況の下で、女高師や女専の 70%以上が女子大学を選択したのであった。これとは別に、女専の一部や広島女高師が共学大学になったが、ほぼ全てが男子高等教育機関と統合したことによるものであった（この他、各府県の官立師範学校女子部が他校と統合して共学

の国立大学に転換している)。単独で共学の新制大学を選択したことが確認できるのは帝国女子薬学専門学校と帝国女子理学専門学校を母体とした東邦大学だけである。それでは、旧女子高等教育機関ではどのような議論の結果別学を選択し、また女子大学とする論拠はどのようなものであったのだろうか。本論文の中心的な関心はこの点にある。

戦後教育改革期の女子大学の設立に関する先行研究としては、関野豊三の全体的研究、また真橋美智子による個別女子大学の設立についての研究などがある⁷。しかし、これらの論考では女子大学とする論拠についての考察は必ずしも十分ではない。さらに、上述したように、筆者はこれまで女子大学について多くの論考をまとめてきたが、1949年以降の私立女子大学の設立過程については考察が及んでいない。

以上のような研究状況を踏まえ、本論文では1949年以降設立の私立女子大学の設立過程や別学とする論拠を考察するが、分析課題として次の3点を設定する。第一に、1948年に前倒し的に認可された女子大学の意義や課題などを整理する。その理由は、前倒し的に認可大学の動向が、その後の女子大学設立に一定の影響を及ぼしたと考えるからである。第二に、49年以降の私立女子大学設立の過程について、宮城女学院大学を中心に検討する。該当する22校の中から同大学を選ぶ理由は、理事会記録が公開されており、設立経過が明確に把握できるためである。第三に、大学転換に際してなされた別学・共学を選択にかかわる議論や女子大学とする論拠を分析する。共学か別学かの選択は個別学校の意思に基づくことになった戦後において、その選択はどのような議論の末になされ、また女子大学の必要性や有用性をどう主張していたのだろうか。一方の大学共学化の論理や背景は既に考察⁸していることから、本論文では個別女子大学の議論や論拠を検討する。

1. 1948年設立の女子大学の意義と課題

新制女子大学の設立が一段落する1950年⁹までに設けられた校数は、48年に5校、49年に26校、50年に2校の33校であった。前倒し的に認可校の動向がその後の女子大学設立に影響を及ぼしたという観点から、①48年になぜ先行認可が行われたのか、②なぜこの5校であったのか、③その意義と問題点、④49年以降への影響、について整理しておきたい。

まず、①について検討すると、「前倒し」的に認可の背景については、CI&Eのホームズ(L. L. Holmes)の強力な支援や指導があったことはよく知られている。新制大学は1949年に発足させるとの文部省の方針に対し、CI&Eやホームズは女性の大学教育制度を早急に整備したい、あるいは教育の民主化・宗教の自由化を推進したいとの考え¹⁰から、48年度の設立を認めるべきとして文部省と対立した。そして、47年9月19日の大学設置協会内の委員会で「十分な準備を整えた場合」は48年度にも設置し得ると発言し¹¹、さらに9月30日の女子大学連盟の会合でも、準備の整ったところから「開設して差支えない」「希望の学校は急いで認可申請を出すのがよからう」と発言したとされ¹²、申請書の提出を促した。ホームズは文部「当局の態度」の変化を感じ取り、47年9月頃の時点で実現を確信していたと推察される。また、ホームズは東京女高師も48年に大学に転換させようとしたが、文部省の抵抗で実現せず、同校は翌49年に大学に転換した。しかし前倒し的に認可に対し文部省

は、新制大学の「水準を低めた」として否定的見解を有することになる。

次に、②のなぜこれらの5校であったのかを検討する。新制女子大学の成立に大きな役割を果たしたのは、ホームズの積極的な助言を受けつつ活動した女子大学連盟であった。先行認可5女子大学中、日本女子大学校・津田塾専門学校・東京女子大学・聖心女学院専門学校は同連盟を結成した「発起校」であり、さらに結成準備過程で東京女子高等師範学校も加わった。これら5校は社会的威信の点で戦前の女子高等教育機関を代表する学校と言っても過言ではなく、これらの学校は大学設立基準設定協議会に加盟し、その女子大学分化会に属し、女子設立基準案設定を分担するなどした¹³。以上の理由に加え、これらの諸校は戦前にも女子大学設立を構想した学校が多く、さらに戦後の旧学制下でも設立認可申請書を提出するなど、他校と比べて設立準備が進んでいた。ホームズは、これらの学校の歴史、教育水準、準備状況に着眼し、48年度の開学を勧めたのであった。また神戸女学院の場合は、戦前から女子大学を構想するなどの有力校であるとともに、ホームズが戦前に勤務した学校でもあり、同校を特別に配慮し、早期の申請を勧めたのであった¹⁴。なお、東京女高師も48年の設立を目指したが、国立学校であることなどから設立は49年度になっている。

①と②に関連して、大田堯は前倒しの認可の私学中6校がキリスト教系大学、5校が女子大学であった点を指摘し、「キリスト教系教育機関の振興、女子高等教育の解放という占領期初期以来の対日文化政策からみて、占領軍が日本側行政当局の逡巡をおしきっても、これらの諸大学の『昇格』を指導したのは、ある意味で当然であった」と指摘している¹⁵。

次に、③の意義について見ると、正と負の両面を指摘できる。正の側面としては、戦前からの懸案であった女子大学の設立がいち早く実現し、女性の大学教育機会が拡大したこと、さらには他の女専に大学転換の可能性を強く抱かせたことなどがあげられよう。

他方、負の面として「大学の水準」の面があった。すなわち、ホームズが認可申請を急がせた結果、例えば東京女子大学では「設置基準に適合する学科組織、教授陣容および学則をわずか二週間の間にまとめ上げた」「教授資格の基準に適合する人選も苦心し、三月十五日委員会の審査を辛うじて通過」¹⁶したという状況であり、準備不足は否めなかった。1948年の申請結果への文部省の考えは否定的であり、大学行政を担っていた学校教育局長日高第四郎は、設置審査を担った大学設置委員会は「総司令部当局の強要によって、準備不足のまま、しかも短期大学設置の希望を拒否せられた情勢下でなされた」申請を審査対象とすることになり、専門学校にとっては存廃の死活問題であったことから、審査委員も同情して「基準の適用をゆるやか」にし「新制大学の水準を低めたことは明白」と回顧している¹⁷。

最後に、④のその後への影響について見ると、女子大学への転換を企図していた他の女専では、女子大学連盟からの働きかけや「前倒し」的認可5校の動向を参考にしながら大学設立準備に取り組んだと推察される。すなわち、1947年1月18日の女子大学連盟の第4回準備委員会は大学転換を希望する女子専門学校などに連携・参加を呼び掛けることとし、17校にその旨を送付し、14校から加盟希望が届いている¹⁸。さらに、47年10月の『広島女専新聞』は、「女子大学連盟が結成され、新学制実施に伴う女性と大学教育の問題をあらゆる角度から検討」した結果を同校で考慮し、共学校ではなく女子大学の必要性を確認したと記

しており¹⁹、連盟の一定の影響力があつたことが窺われる。海後・寺崎の研究でも、「前倒し」的認可の影響について、12校を「あわただしく発足させたことが、その後における新制大学の急増、昇格への動きをうながした」と指摘している²⁰。5つの女子大学が前倒し的に認可された事実が、自校の大学転換の可能性を抱かせたと見ることができよう。

このため、教員や施設面で不十分なまま認可申請を行い、不認可となる学校も少なくなかった。例えば1949年度の場合を見ると、国公立214校が大学設置委員会の審査対象となり、設立が「可」と判定されたのが173校、「否」と判定されたのが39校、「未了」または「保留」が2校であった²¹。国立大学の場合は否が皆無であったが、公私立で大学基準に達していなかった機関が約26%にも達していた。女子大学の場合は、39校が審査対象となり、「可」が26校(66.7%)、「否」が13校(33.3%)であり、大学基準を満たせなかった割合が高いことが明らかである²²。大学設置委員会が大学設立を「否」と判定した理由は、ほとんどが施設・設備と教員の不備であった。

2. 1949年以降の女子大学設立過程

(1) 宮城学院女子大学の設立過程

次に、1949年以降の私立女子大学の設立過程について、49年7月認可の宮城女学院大学の事例を中心に検討する。同校の母体は、1886年創立の宮城女学校で、戦前は高等女学校(1911年)や付設課程としての専攻科(1912年)を設けていた。そして戦後の1946年6月に女子専門学校としての認可を受け、さらに大学設立を目指すことになる。

同校で大学設立の動向が確認できるのは、1947年3月頃からであり、同月18日付『宮城学院新聞』では、専門学校を大学に転換させる意欲について「校舎といふ、教具といふ、その設備の充実、教員の招致、財政の確立等、困難な条件が色々ある。しかし、これらの多くの困難に打ち克つて、女子大学の実現を推進すべく、父兄、同窓生、職員が一致団結して努力するならば、前途に光明を見出す事が出来るであらう」と記している²³。種々の困難を克服して大学に転換するため、保護者や同窓会に学校と一体となった協力を求めている様子が窺える。続いて、1947年7月の同紙は「昇格運動開始」を次のように記している²⁴。

女子専門学校は大学に昇格するか、そうでなければ廃校するか、どちらかを選ぶべき時が来たのである。どうして後者の途を取る筈があろうか。今や固い決意を以て大学昇格の途を突進すべく立上つたのである。

1946年10月頃の教育刷新委員会でも専門学校制度廃止の議論が進められ²⁵、47年制定の学校教育法94条では専門学校令の廃止が規定された。この規定に加えて、当時は短期大学の制度が成立していなかったため、専門学校は大学に転換するか廃校にするかの選択を迫られたように受けとめられていた²⁶。このような動きを受け、同校では大学昇格の準備を急ぐこととし、同窓会の協力も得て「第二次復興計画」を立て、47年12月までに「焼け落ちた煉瓦建ての第一校舎の修復を完了し、将来の学院大学図書館兼体育館」にすることと

し、復興予算として230万円が必要と試算している²⁷。

これらの同学院新聞の記事からは、大学転換への動きは確認できるが、女子大学とする選択の議論がなされたのか否か、さらには別学とする論拠も明確ではない。同学院では、女子大学とすることを前提に準備が進められていたと推察できよう。

こうした中で1948年4月12日に、同学院に文部省から設置認可申請の期限を9月8日までとする連絡が届いた。これを受けて同学院では大学設立準備を急ぎ、2日後の14日の理事会²⁸で「宮城学院女子大学設置について」協議し、「北日本に於ける地理的、文化的必要上出来得る限り近い将来に於て基督教による女子大学を設置することに決定」し、同時に大学設置に関してアメリカから教授を招聘することも決めている。

続く1948年5月8日の理事会では、翌年4月に大学を設置し、「音楽部及び文学部(英文学科)の二部」を設けることを決定し、あわせて「設置手続き及び準備」を協議した。そして、7月末までに「所要の手続き」を完了する必要があるため、以下の準備を進めることにした。その要点は、以下の4点であった。すなわち、(イ) 所要経費の要請を諸々の教会にも行うこととし、在東京基督教教育同盟の諒解を得ること。(ロ) 「地理的に見て東北地方一帯の基督教女子大学教育を本校に於て実施することの合理的なこと」を他の同種類の女子教育機関にも諒解・協力を求める必要があること、但し此の諒解の有無にかかわらず本校の大学設置は既定の方針のもとに推進すること。(ハ) 教会本部に申し送り、援助協力を願うこと、(ニ) 校舎の配分、であった。ここでは、関係の諸教会に募金を要請するとともに、東北地方全体のキリスト教に基づく大学であることを自認し、かつキリスト教系女子教育機関の了解・協力を得る必要があるとしている点に着目したい。

さらに、同年5月18日の理事会では他校との交渉経過が報告され、「尚綱高等学校の協力接衝したところ之を了承快諾せり。弘前高等学校との交渉には諸石理事出張之に当る予定」と記されている。8日の理事会決定を受け、県内や青森県のキリスト教女子中等教育機関との折衝があったことが分かる。なお、大学設立を巡って地域との関連やキリスト教教育機関との関連は他の大学でも論じられていたが、ここではこれ以上触れない。

そして、同校では1948年7月30日に宮城学院女子大学設置認可申請書を提出した。その「設置要項」によれば、目的・使命はキリスト教に基づく大学教育を行い、「特に北日本における学術文化の向上と社会及び家庭生活の改善進歩を実現」することなどに置いている。学部・学科組織としては、文学部(英文学科)と音楽部(ピアノ科・声楽科・師範科)の2学部を構想していた²⁹。

この間、8月9日文部省学校教育局から追加書類提出が求められ、1948年9月15日の理事会では、設置認可申請手続の完了が報告されている。そして、その間9月中旬・下旬から10月初旬かけての時期、同校に大学設置委員会の実施調査があったが、その日程は現時点では確認できていない。その後、理事会は49年3月1日に設立認可に伴う附帯事項に対応するため、教授・助教授追加の措置を講じている。この点は、大学設置委員会により音楽部関係教員が「手薄」と指摘された点への対応と推察される。

1949年2月21日に宮城学院女子大学の設立が認可された。学部組織としては、2学部案

が認められず、2学部を統合した学芸学部（英文学科・音楽科）として認められた。一学部に変更された理由は、大学設置委員会が英文学科のみで文学部を構成すること、音楽部の名称とその構成の2点の変更を求めたことによる³⁰。

なお、東北学院との合併問題が取りざたされた点も、宮城学院の女子大学設立に関連して注目される。すなわち、1948年9月28日の宮城学院理事会では、以前から懸案となっていた「東北学院との大学部合併」については「図書館、実験室等の部分的な協力以外は議案として討議する域に達していない」と報告されている。さらに、49年4月13日の合同理事会では、両学院の経営について「両校はできる限り緊密に協調」し、「東北学院は試験的に男女共学を実施し、宮城学院は女子大学としての独自の性質を維持すること」を申合せている³¹。この動きに対して、東北学院理事会側の姿勢は慎重であった。その理由は宮城学院が女子大学として存続させる意思が強いことにあった、と東北学院側は記している³²。

また、もう1点注目すべき動きが見られ、1949年7月23日の理事会では4年制大学としなかった旧女専の学科（育児科・国文科）を女子短期大学（家政科・国文科）として開設する件を議論し、50年に設立している。この点は、短期大学の問題として改めて考察したい。

（2）私立女子大学設立の一般的過程

次に、神戸女子薬専を母体とした神戸薬科大学の設立過程を確認し、宮城学院の場合と合わせて、私立女子大学設立過程のおおよその流れを確認する。

表 神戸薬科大学の設立過程

年月	主要事項
1947年5月	昇格運動を開始。その先頭に教授会が立ち、5月に6千円を寄付
6月	卒業生への募金運動を開始
8月	大学昇格期成同盟会を組織
11月	関係官庁、薬剤師会、薬業界、地方有力者の協力を得るため、新たに神戸女子薬科大学（期成）同盟会を組織
12月6日	理事・評議会合同会議、大学昇格後の経営見通しや薬専関係者の今後の処遇問題も念頭においた運動を進めるよう確認
48年7月25日	大学設置認可申請書を提出
9月25日	大学設置審査の視察（1回目）
49年2月21日	設置認可

『学校法人 神戸薬科大学年史 第一巻』、315～318頁。

宮城学院女子大学と神戸薬科大学の設立経過を踏まえると、私立女子大学の設立過程は、おおよそ①当該学校の首脳や教員が中心になりつつ、②在校生、③同窓会、④関係団体や地方有力者などが後援会を組織し、設立運動を展開するのが一般的であったと言える。④の関

係団体としては、宮城学院の場合は日本基督教協会、神戸薬科大学の場合は薬剤師会や薬業界などが確認できる。大学設立のための資金獲得も重要で、例えば椋山学園の場合は、生徒が夏期休暇中にアルバイトをした他、「学園一致でバザーに、運動会に、機会ある毎に資金獲得に努力」したことが記されている³³。

大学設立の手続きとしては、私立大学の場合、まず理事会などが大学設立準備を決め、続いて校内では理事会・校長などの下に大学設立を具体化する委員会などが設けられる。そして、成案をもとに文部省との相談などを経て認可申請書を作成し、文部省に認可申請を行うことになる。なお、私立女専の大学転換の場合、一部の薬学系を除いて他校との統合はほとんどなく、自校内部だけでの転換を構想すれば完結した点もその特徴として指摘できる。

3. 女子大学選択をめぐる議論

次に、大学転換に際してなされた女子大学とするか否かの議論について検討する。

教育基本法第5条の規定及び国立大学の共学化など文部省の積極策が進む状況下で、女高師や女専においては別学・共学の選択をめぐりどのような議論がなされたのだろうか。別学政策が撤廃された条件の下で、理論的には旧女子教育機関が共学化を選択することもあり得たと考えられる。しかし、管見の限りこれらの議論を示す資料は非常に少なく³⁴、文学系・家政学系を中心とした女子高等教育機関では別学とすることはほぼ暗黙の了解事項であったと推察できる。この点について真橋美智子は、1948年認可の5校に限定すれば「共学か女子大学かという議論はなされていない」と結論づけ、戦前からの念願である「大学昇格が最重要課題」であることから「共学化は念頭になかった」と推察している³⁵。

しかし、複数の女子薬学専門学校（以下、適宜「薬専」と略記する）では選択にかかわる議論が確認できる。これまでの筆者の薬学女専の共学・別学の選択について考察結果³⁶を踏まえてこの問題を再検討する。なお、ほぼ薬学女専に限ってこのような議論が確認できる理由は、大学転換により専門学校よりも約2年の年限延長となり、女性志願者の多い薬学校に切実な問題をもたらすことが予想されたためと推察される。

なお、東京薬専女子部と東京女子薬専はともに共学の東京薬科大学・明治薬科大学となったが、それは同一法人の旧制男子薬専との合併に伴うものであった。

まず、共立女子薬専を母体とした共立薬科大学の場合を検討する。同大学沿革史によれば、新学制への対応をめぐって大きな問題となったのは大学昇格と男女共学の2点であり、財団法人・教職員・卒業生などの間で討議が重ねられた。先に男女共学問題を討議し、「創立者の意志が女子の科学者、女子の薬剤師養成と、女子の理科系専門教育」にあったことが支持され、「とに角女子だけを教育して行くという意見が大勢を占め」たのであった³⁷。

次いで大学転換問題を論じ、薬剤師養成という観点から大学への転換を決めた点について、同大学沿革史は次のように記している。

薬剤師養成という点からとに角大学にならなければ今まで通りの目的即ち薬剤師養成という目的が達せられない。しかし、大学に昇格するためには大学設置基準に合致した

施設を持たなければ認可にならないことは理の当然である。すなわち教授陣の強化、施設の拡充、殊に敷地や建物の拡大ということが緊急に必要なことである。

大学基準に合わせた教員・施設・校舎などが必要なことが確認され、あわせて相当な資金も必要であることや「大学に昇格した時」には専門学校時よりも修業年限が延長することから「年齢的にも制限される女子の場合、充分学生が集まってくるだろうか」などの意見も出たとされている。さらに、同校では校名から「女子」の文字を削除して共立薬科大学としたことも注目され、その理由は「女子のみでは志願者が集まるかどうかという懸念」や「万一男女共学にしなければならない場合を考慮」したことにあつた³⁸。この点に関連して、大阪女子薬専を母体とする大阪薬科大学は1950年に共学大学として発足したが、同校では48年に別学校から共学の薬専に変更していたのであつた。共学化の理由は、同校沿革史でも明確にされていないが、学生募集の観点であつたと推察できる³⁹。

神戸女子薬学専門学校でも、大学転換に際して共学を選択するか否かが大きな問題となり、「女子大学への道を選択するか、あるいは共学制の大学とするかは本校のような女子専門学校にとってはその存在意義や伝統とも関わる重大問題であつた」とされている⁴⁰。そして、同校教授会は1948年3月に「共学ノ問題」を議論した。主な共学賛成論は①女性の婚期の関係からの学生募集の困難さ、②優秀な薬学研究者の育成、③保護者からの寄付金獲得の観点、などにあつた。一方の共学反対論としては、賛成論の②の逆の観点からの学生の質の低下問題、男子学生受け入れのための設備整備の財政問題が指摘されていた⁴¹。

結論として同校では従来通りの別学を選択したが、その理由について同大学沿革史は、「共学制の大学とするためには校舎、設備の改善、運動場など」、女性の教育機関を継続するよりも多くの問題を解決しなければならず、「当時の経済情勢を考えればそれらの諸問題を解決するには大きな困難が伴つたであろう」と記している⁴²。さらに、神戸女子薬専の創立の精神を尊重するとともに、兵庫県立大学と合併すれば「卒業生の母校」が喪失するとの当時の理事長・校長の判断が、合併と共学化を避けたことも記されている⁴³。両校ともに、女子教育機関としての創立の精神や伝統が重んじられた点が注目される。

学生を女性だけに限定すると志願者が減少するとの懸念は、薬学系女子大学以外でも確認でき、例えば1947年12月の『東京女子大学新聞』は次のように伝えている⁴⁴。

女子学生のみを原則とする。しかし、男女共学によつて従来の大学へ志願者が集まり、女子大学入学希望者が少ないのではないか、又男女共学の方が相互の立場から真によく学び得るのではないかの疑念には、聴講生としてか何等かの形で男子の入学を許可するか、男子の旧制大学には全然なかつた様な特色を具備する事も考えられている。

同紙によれば、同校では従来通り別学校とするものの、志願者減の予測や共学の効果を考慮し、聴講生などとして男性の入学を検討していたことを窺わせている。なお、新制大学創設時に単独で共学に転換したのはほぼ東邦大学だけと言えるが、その背景には、帝国女子医

学薬学専門学校医学科の旧制東邦医科大学への転換時に共学化した事実があった。同医科大学を共学化した理由は、男女同権社会の実現という理念的側面と、年限延長により入学者難が予想されたことへの対応という現実的側面が重なったものであった⁴⁵。

次に、大学転換に際して示された女子大学とする論拠を個別学校に即して分析する。

4. 女子大学とする論拠

上述のように、個別機関での別学・共学の選択に関する議論を示す資料は、薬学系女専の場合を除いて極めて少ない。しかし、個別機関の多くは女子大学の必要性、ないしは女子だけの機関とする論拠は示していた。この点について、1948年設立大学も含めて検討する。

女子大学とする個別機関の論拠について、既に国公立の場合は検討している。これを踏まえ、ここでは東京女高師の「東京国立女子大学創設趣旨竝組織」(1947年11月)⁴⁶と熊本県の「女子大学設置の必要性」(1948年7月)⁴⁷に記された論拠の分析結果を示す。

両校が主張した必要論は四つに類型化でき、その要点は①学力の現状などから女性には共学大学以外の場を設け、進学機会を確保する必要がある、②女性独自の特性や社会的役割に応じた専門分野が必要である、③保護者や女子生徒の中には女性だけの教育環境を望む者が多い、などとまとめられる。さらには④女子高等教育機関としての伝統を堅持すべきとの主張も少なくなかった。これらの論拠は、当時の女子大学必要論をほぼ網羅していると思わせることから、①～④に即して個別私立女子大学や関係者が示した論拠を検討する。

(1) 女性の大学教育機会の確保

まず、①の共学以外の進学の間を設け、女性の大学教育機会を拡大・確保する必要性をあげた例を示す。この論はCI&Eのホームズも主張しており、1947年11月に広島女専で講演した際、次のように述べている⁴⁸。

日本の現状としては女子の知識水準が男子より相当低くこれを補う上からも、女子に広く学問への門戸を開き多くの女性がより深く学んで行く為にも女子大学は是非必要である。将来においては、充実したよい学校はそのまゝ残り、他は男子の大学と合併するようになるであろう。

これ以前にもホームズは、1946年の帝国大学の門戸開放結果が振るわなかったことを受け、女性の大学教育は共学大学だけでは満たされないとし、女子大学の必要性を唱えていた⁴⁹。その根拠として、女性に旧制高等学校での学習機会が与えられていないことによる学力不足と、男子大学が女子学生に配慮した設備などを備えていないことなどをあげていた。このような論は、熊本県が記した「女子大学設置の必要性」に明確に示されていた。すなわち、同県では女性も男性に伍して大学で学べる原則が明らかになったものの「旧来の差別的な教育制度や社会因習」に基づく「現在女性の学力知能の劣弱さ」から判断して、「一般大学」への女性の進学が「阻まれる結果を生むの虞れ」があると説明している⁵⁰。

類似した論は私学の場合にも確認でき、例えば1947年10月の『広島女専新聞』では、

「既に女性へも開放された現制大学への志願者数といふ、更にその入学者に到つては洵に寥々たる不振の事実は尤も遺憾とする所」とし、その結果「女子大学設立の必要は火を見るより明らか」と主張していた⁵¹。

このような女子大必要論について神田道子は、発足当時に限定する形で、女性の高等教育機会の拡大を目的とし、「女子の後進性を保護しながら、男子と同水準」に到達させようとの意図が存在していたと指摘している⁵²。さらに、黒岡千佳子は、女性の「不利益を除く」ためには「保護主義的な別学理念は大いに有効であった」との解釈を示している⁵³。しかし、このような論について天野正子は「男性との競合から生じる不利益」から女性を保護しようとする考えと否定的に捉えている⁵⁴。さらに、元東京女高師教授の林太郎は、「保護主義的」な別学論に対して、当時の学力格差の存在を認めながらも、時間が経過すれば「解消する困難、不便である」⁵⁵と、回顧的論文で批判していた点に着目したい。

(2) 女性の特性を育む場

次に、女性には独自の特性や社会的役割があり、それを育むためには女子大学が必要とする論を検討する。この論は、戦前からの特性教育論を引き継ぐ側面もあり、その一典型として椋山女子大学学長椋山正弼の主張を取り上げる。椋山は次のように論拠を述べている⁵⁶。

生理的にも精神的にも男子と女子とはその天分を異にしておる、この天分を異にせる男女を、同時に同一の場所で同一の指導者に依つて教育しなければならぬという道理はない、寧ろ女子は女子の生活に適応せる教育を、男子には男子の生活に適応せる教育を施すことが理想であらねばならぬ、本学園はこの趣旨によつて、女子のみを収容する大学を建設せることにした。

この論の根拠は、男女の身体的相違に基づくものであり、それを社会的役割の相違に直結させる点に特徴がある。このような論は戦前にも女性の特性教育の根拠になっていたが、敗戦直後においても保護者や社会から一定の支持を得ていたのも事実であった。

特性教育的要素を含む論はこの他にも数多く見られ、例えば『広島女専新聞』では職員・生徒・卒業生らの大学設立への関与を述べた後に、「共学の面のみでは解決出来ぬといふ信条即ち女性の特性と使命に即したる大学教育機関を設置したいとの理念念願には皆見解を一にしてゐた」と記している⁵⁷。女性の学びが共学大学では満たされないとの論と特性教育論が直接的に結びつけられている点が特徴であり、さらには特性教育論が教職員・生徒・卒業生から強く支持されていることが分かる。大学段階でも特性教育が必要との論は設立認可申請書にも記され、「その教育的努力を通して婦人の性能を啓培」する（東京家政大学）⁵⁸、「両性特徴の差異に基く各種活動」は一樣ではないため「女性の文化的活動の長所を育成する」（清泉女子大学）⁵⁹などと明記されていた。

特性を伸ばす必要を女子大学の論拠とする論は、多くの場合女子大学の専門性と結びつくことになる。例えば、日本女子大学校では「新制大学の内容」について、学問研究は「男

子と同等の学的水準」としつつ、共学大学とは異なる点を次のように説明していた⁶⁰。

女子大学としての特色を文学部、家政学部ともに十分に発揮して、人間より女性^{<ママ>}え、即人間としての自覚の基礎の上に女性としての特質をゆたかに発揮する大学教育をほどこしく後略＝引用者>

同誌は続けて、「高い文化国家の建設に女性独自の貢献」をする「婦人」の育成は「創立以来の教育方針」であったと説明し、伝統に基づく専門分野であることを強調している。

この他、昭和女子大学では、大学設立認可申請書中に「女子に最も適切なる文学及び家政学」で大学を組織すると記している⁶¹。このような同大学の方針に対して、開学式で幣原喜重郎（衆議院議長）は祝辞として、「本学園の当事者各位」が「女性固有の性情に基づく教養と研究とに教育の主目標」を置いてきたことは「まことに穏健妥当の態度」であり、「まさに女子教育の本道を行くもの」と賛辞を表していた⁶²。幣原の発言は、女性固有の性情を重視した女子大学への社会的要望が強いことを示すものと言えよう。

以上検討したように、1950年前後には、多くの女子高等教育機関やその関係者の間では、戦後の民主社会を支える自立した女性の育成を基盤としながらも、同時に特性教育の必要が唱えられ、それが別学選択の重要な要因となったのであった。そして、このような認識に基づく女子大学論は、専門分野だけでなく必然的に教育目的にも及ぶことになる。

特性を強調する大学の教育目的規定の例として、「婦人の性能を啓培」（東京家政大学）⁶³、「女子の特性を重んじてその諸能力を開発する」（金城学院大学）⁶⁴などをあげられよう。さらに、特性論に基づくと施設も女性に適切なものとなるのは当然であり、1948年7月の東京女高師の申請書では女性に「適切な内容と設備を具えた大学」とすると記していた⁶⁵。

戦前の女子高等教育機関は、単に女性を教育対象とするだけでなく、性別役割論に基づいて女性の特性を伸ばすことを主眼とする学校が多数であり、その結果医歯薬系を除いて、家政学や教養としての国文学・英文学を専門とする高等教育機関が主流となっていた。大きく見ると、これらが戦後の女子大学の目的や専門分野に引き継がれたと言えよう。この点は、母体となった旧機関と女子大学の学部・学科組織を対比した拙稿によって明らかになり⁶⁶、女性の特性に対応した専門の最も中心にあったのが家政学であった。

戦後の女子大学が論拠とした特性教育論は、戦前のそれと重なる面があるものの、旧来の論そのままではなく、日本国憲法の定める文化的・民主的社会の建設を担う女性の育成を基盤としていた点にも留意しなければならない⁶⁷。また特性教育重視の度合いは個別学校により異なり、特に特性教育を唱えない大学も見られ、その例として津田塾大学や東京女子大学をあげることができる。しかし、多数の女子大学が特性を育む必要性を論拠としたことは事実であり、戦後間もない時期の状況を反映していたと言えよう。

（3）女性だけの教育環境への要望

次に、保護者などに女性だけの教育環境を望む傾向が見られることへの対応、との論拠を

検討する。その例として、1947年1月の『東京女子大学学報』掲載の記事をあげることができ、同紙は大学転換問題を学校当局に聞いた結果を次のように伝えている⁶⁸。

男女共学の問題が今や教育刷新の一主張をなして来て居る。併し乍ら女流教育家及び父兄側に於いては、従来の日本の社会的訓練並びに教育施設の為に男女共学丈では女子の学究志望を貫徹し得ぬ憾みがあり、今後の日本に於いては女性の教育家としての進出を必要とする意味からも女子大学新設を要望して居る。

同校当局者の見解は、従来の共学や男女の共同の経験不足、さらには旧男子大学の施設の不備などから、共学大学だけでは女性の「学究志望」を達し得ないことが予想されるため、女性だけが学ぶ場を設け、女性の社会進出の基盤を築きたいというものであった。

この他、同志社では共学大学以外に女子大学を設けたが、その理由を「現在日本の社会事情、家庭事情、本学園の設備等を考慮して」「男女共学制の一学系と女子のみの学系」⁶⁹を設けると説明していた。さらに、同志社総長湯浅八郎は女子大学の開学式で「女子教育の為には日本社会には未だ克服すべき慣習がある。女子大学において新日本の女性を教育する処に意義がある」と述べた⁷⁰。このような論は、青年期後期の女性を男性から離れた状態に置きたいとの社会通念が根強かったことを示すものと言よう。

さらに検討を続けると、東京女高師が主導した女子教育研究会の1946年9月の「決議」では、共学大学だけでは「折角高等教育を志望する良家の女子の熱意を共学に対する父兄の危惧の故に、滅殺してしまふ」との懸念を表していた⁷¹。戦後間もない時期の保護者の意識には、後述のアンケート結果に見られるように、男性との同一環境への抵抗感が強く、その多くが別学を希望したのも事実であった。和洋女子大学による「女子のみを収容する大学を志望する者のための大学としたい」⁷²との主張も、一定の説得力があったと考えられる。

さらには、この時期の共学大学が施設面などで女性への配慮不足であったのも事実であり⁷³、この点も保護者や生徒に女子大学を選択させる要因になったと見ることができよう。

他方、この点を個別学校の側から見ると、単に保護者や社会の意向をくみ取っただけでなく、教職員の多くも女性だけの教育環境に意義を見出していたと理解することができよう。

しかし、「女子のみの静かな学習環境」を根拠とする点への批判もあり、元東京女高師教授林は、この点は「男女両性の特性に関連して本質的に研究されるべき問題」とであると評していた⁷⁴。事実、1946年の女子教育研究会の調査では、保護者（洗足高女など9校の973人）の31.8%が共学大学を、67.0%が女子大学を選ぶのに対して、逆に女子生徒（広島女専など12校8,111人）は64.0%が共学大学を、36.0%が女子大学を選ぶと回答しており⁷⁵、この調査結果からは女子生徒が別学を好むという見解が正しかったとは判断できない。

（4）女子高等教育機関としての伝統

最後に、女子高等教育機関としての伝統を女子大学選択の論拠にしている例を示すと、その典型は東京女高師が1947年11月に作成した文書に示されていた。そこでは、同校が72

年の伝統を有するとともに、卒業生が「教養の最も高い日本女性」として社会・国に貢献したことをあげ、このような「本校の伝統を精神的基礎」として国立の女子大学を設けるべきと主張していた⁷⁶。先の共立女子薬専や神戸女子薬専での議論のように、創立者の意志が女性の教育機関であったのでそれを継承するとの論が根強かったと言える。

東京女高師が「伝統」を論拠の一つに掲げた点について、元教授林は、実はそれが「最も強い理由であったといえるかも知れない」とし、一般的に女子大学は「必要性の本質的の検討」の結果設けられたのではなく、「各校の伝統の上に設けられた」と評している⁷⁷。この指摘は、当該校教授であっただけでなく、大学設置委員を務め女子大学設立の可否を審査した人物のものであり、当時の状況を適格に捉えた評価と考えることができよう。

以上、①～④の論拠を個別に検討したが、おおよそこれらの論拠全体を表す例として、広島女専の大学期成委員会の趣意書をあげることができる⁷⁸。それを要約すると、1) 日本文化の昂揚を図るために、「特に広く女性の又母性の文化段階を大いに高めなければならぬ」、2) 「女性には男性と異なる特異性」があり、「それに基づく大学教育及びその機関が必要である」、3) 「数の制限された国立総合大学に於ては男女共学とはいえ、男性が殆どその席の大多数を占めるのは現状として明らかである、従つて女性の文化進出をはばみ、ひいては女性の社会的地位の向上を期待し得ないこととなる」、というものであった。

以上は個別大学が唱える女子大学必要論であったが、この他熊本県議会での女子大学設立建議案をめぐる議論で、「子女が親の膝下を離れ」「熊本の地を去つて遊学する」事態を避けたい⁷⁹、と説明された点も女性の大学教育にまつわる特有の論理として注目したい。

この他、現実から見た場合、女子高等教育機関として存在し、教員、専門分野、施設などを抱えている実情において、それらを踏まえた転換を構想するのは自然でもあり、逆にそれらを踏まえない大学転換は非現実的でもあった。学部・学科組織や教員の面でも旧女専の「伝統」を基盤に女子大学を創設したことが、既に示した拙稿からも明らかになる。

以上の特設の論拠に関連して、1947年3月24日の女子大学連盟の会議では、女性の高等教育が目指すべき四つの目標が示され、それに基づいて学科課程を策定する必要があるとされた。その目標は、(1) 大学教育によって得た知的能力を実社会で役立てること、(2) 市民としての責任を果たせるよう女性を教育すること、(3) 経済的自立能力の習得機会を女性に与えること、(4) 家庭づくりの能力や母親としての能力を育成すること、である⁸⁰。これらはホームズの助言に基づく女子大学像と学科課程の編成原理と考えられるが、個別大学が示した上述の特設論拠は、この大学像からやや乖離していた見ることができよう。

(5) 論拠への見解と批判

以上のような個別機関や関係者が唱える特設論に対して、東京女高師の元校長藤本萬治郎と元教授林太郎から批判的な回顧がなされていた点に注目したい。

まず、林は東京女高師の主張する女子大学特設の論拠に疑問を呈し、「数項の理由があげられているが」「必ずしも多くの人を納得させるものとは考えられない」⁸¹と、批判していた。また、女子教育研究会を主導した藤本は、当時を回顧し、同研究会が主張した必要論の

奥には「女子教育の特性を大学教育の上にも生かしたい」という「本質的要求」があり、かつ「伝統尊重の念をもって自校を大学に昇格させ」、発展させたいという意図が含まれていたことは「見のがせない事実であった」⁸²と、記している。この回顧からは、大学段階でも特性教育が必要との認識を当時の女子教育関係者が少なからずもっていたこと、また戦前からの懸案であった自校の大学「昇格」を実現させたいという願望が女子大学設立の根幹にあったことの2点を確認できる。女子大学の設立が認められる状況の下で、女子高等教育機関としての伝統を堅持しつつ大学に転換することが、自校発展の好機と捉えたと見ることができよう。既に一部触れたように、林も同様な論を示し、新制女子大学は「すべてその本質的な必要性の検討の上に設置されたものではなく、各校の伝統の上に設けられた」との興味深い指摘をしている⁸³。二人の指摘は適格と捉えることができ、当時の多くの女子高等教育機関や関係者の間にこのような意識があったことは确实と言えよう。

藤本や林の指摘を裏付けるような記述が女子美術大学の沿革史に見られる。同沿革史は、旧女専などは「女子大学への昇格に奔走」したが、それは戦前から追い求めた目標であり、共学化の潮流にあっても「路線を変更して男女共学の大学を目指」すには「あまりにも大きな歴史的なギャップ」があったと記している⁸⁴。

おわりに

別学政策が撤廃され、共学か別学の選択が自由となった戦後は、理論的には女子大学以外の選択肢があったことは既述した。しかし現実には、旧女子高等教育機関の共学化は東邦大学と男子高等教育機関との統合の場合に限られ、他の約70%以上は女子大学を選択した。その選択にかかわり、薬学系機関を除いて、私立女子大学での議論を明確に示す資料は確認できなかった。このことは、「必要性の本質的な検討」の結果ではなく、女子大学が「各校の伝統の上」に設けられたとの藤本や林の指摘を裏付けるものと捉えることができよう。さらに、女子大学とする論拠4点についても、当時の状況を踏まえた論拠という側面をもちながらも、林の指摘のように必ずしも説得力があるものではなく、女子大学とするための後付的な論理でもあった面は否定できない。藤本の指摘のように、戦後教育改革期を大学転換の好機と捉え、各校は伝統を基盤としつつ大学化を急いだのであった。

以上のような女子大学設立の背景を反映し、その目的は戦後の民主的で文化的な社会を形成する女性を育てるという意気込みを示しながらも、女性の特性を強調するものが少なくなく、両者が一体的に捉えられていた点に特徴があったと言える。さらに、考察の時期の私立女子大学の学部組織は、文学系や生活科学系の学科が並立する学芸学部（8学部）が最も多く、それに家政学部（7学部）、文学部（6学部）、薬学部（3学部）と続いていた。薬学を除くと、社会科学系や自然科学系はほぼ皆無であり、家政系・文学系がほとんどを占めていた。このように教育理念や学部組織面からも、戦前期の女子高等教育機関の「伝統」が新制女子大学に色濃く受け継がれていたと言えよう⁸⁵。

しかし、48年設立と49年以降設立の女子大学の間には若干の相違も見られ、前者の目的規定には特性教育的表現は少なく、また学部組織でも家政系学部・学科を置く大学は2校だ

けで、他の3校は文学系が中心であった。

今後の研究課題としては、大学設置委員会による女子大学設立審査状況の一端を明らかにするとともに、学術大学か教養大学かなど大学の性格をめぐる問題や大学の規模など、創設期の女子大学の諸相の一端を究明したい。

注

- 1 天野郁夫は『新制大学の誕生 下』(名古屋大学出版会、2016年、526頁)において、1948年に申請し設立認可された12大学を「前倒し的」な認可としている。
- 2 「新制女子大学の学部・学科組織に関する一考察」『日本教育史論集』(早稲田大学大学院教育学研究科日本教育史研究室)第4号、2018年。
- 3 「戦後教育改革期における公立女子専門学校の共学大学化に関する一考察」『教育学研究科紀要』(早稲田大学)第27号、2017年。他の筆者の研究成果は適宜、注で示す。
- 4 黒岡千佳子は、1980年代の女子大学の特徴として、①小規模であること、②文学部と家政学部が中心であること、③研究的要素が希薄なこと、④社会的評価が低いこと、をあげている。黒岡「わが国の女子高等教育における別学教育と共学教育の変遷」『福井県立短期大学紀要』第8号、1983年。
- 5 一般には大学「設立」と表現できるが、当時文部省は「転換」や「切替」などとしていたことから、本論文では新制大学への「転換」と表記する。
- 6 『第九十二回帝国議会 貴族院 教育基本法案特別委員会議事速記録第三号』、6、7頁。
- 7 関野豊三「戦後日本の女子大学の成立」『芦屋大学創立十周年記念論文集』、1973年。真橋美智子「新制女子大学の誕生までの経緯と初期の女子大学」『日本女子大学紀要 人間社会学部』第23号、2012年、など。
- 8 湯川次義「戦後教育改革期における新制大学の共学化に関する一考察」『学術研究』(早稲田大学教育・総合科学学術院)第67号、2019年。
- 9 その後1952年には、旧制医科女子大学2校が新制女子医科大学に転換している。
- 10 木田竜太郎「『新制大学十二校先行認可問題』に関する一考察」『日本教育史学会紀要』第5巻、2015年、49頁。
- 11 『関西学院百年史 通史編Ⅱ』、関西学院、1998年、102・103頁。
- 12 関野豊三「戦後日本の女子大学の成立」、68頁。
- 13 藤本萬治「戦後における女子高等教育の発展」『論叢』(東京立正女子短期大学)第1号、1966年、27頁。
- 14 「昭和二十二年度 臨時理事会」『理事会議事録 昭和18年度より昭和25年まで』、神戸女学院蔵。
- 15 大田堯『戦後日本教育史』、岩波書店、1978年、150頁。
- 16 『東京女子大学五十年史』、東京女子大学、1968年、138頁。
- 17 日高第四郎『戦後の教育改革の実態と問題』、民主教育協会、1956年、29頁。
- 18 Discussion of Accrediting Standards for Women's Daigaku CIE(A)-02981-F1~F2.国会図書館憲政資料室蔵。日本女子大学成瀬記念館『新制日本女子大学成立関係資料』、2003年を参照。
- 19 「新生への胎動」『広島女専新聞』、第1号、1947年10月1日、1面。女子教育機関の『新聞』はプランゲ文庫から引用。
- 20 海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』、東京大学出版会、1969年、166頁。
- 21 日高第四郎『教育改革への道』、洋々社、1954年、108頁。
- 22 『昭和二十四年二月 大学設置委員会第七回総会提出 新制大学審査報告書要領』(『戦後教育資料』VI-318)、『昭和二十四年三月 第八回総会提出 申請大学審査報告書要領』(『戦後教育資料』VI-319)、国立教育政策研究所 教育図書館蔵により筆者が算出。

- 23 「宮城学院の新体制」『宮城学院新聞』第3号、1947年3月18日、1面。
- 24 「宮城学院大学へ」『宮城学院新聞』第6号、1947年7月14日、1面。
- 25 海後・寺崎『前掲』、76～78頁。
- 26 日高『教育改革の実態と問題』、29頁。
- 27 「宮城学院大学へ」『宮城学院新聞』第6号、1947年7月14日、1面。
- 28 宮城学院女子大学の理事会記録は『宮城学院資料室年報 1999年度 第6号』、2000年、49～75頁から引用。
- 29 「第一 宮城学院女子大学設置要項」『宮城学院女子大学』、国立公文書館蔵（4A 9-10 130）。大学設立認可申請書は国立公文書館蔵（以下、省略する）。
- 30 「新制大学審査報告書要領 第三審査会」『昭和二十四年二月 大学設置委員会第七回総会提出 新制大学審査報告書要領』、『戦後教育資料』。
- 31 『宮城学院資料室年報 1999年度 第6号』、2000年、72頁。この合同理事会の記録では、「東北学院はその男女共学を試験的なものとして」実施しており、「宮城学院は基督者の婦人指導者を教育す」使命の下「婦人の大学を経営する」と記されている。
- 32 1949年3月15日の東北学院理事会では、「宮城学院トノ合併可能ナリトセバ昇格実現ノ可能性アルモ宮城学院ハ合併ヲ好マズ」「就テハ直接東北学院側ヨリ、合併問題ヲ持チカケルノ妥当ナラザル」といった点を話し合った。
- 33 『いとぐき』（椛山女学園校友会）復刊号、1949年6月、5頁、椛山歴史文化館蔵。
- 34 例えば、『女子美術大学百年史』（女子美術大学、2003年、130頁）は、大学設立準備時の校長の下でどのような検討がされたかを示す資料はない、としている。
- 35 真橋、前掲、23頁。
- 36 湯川次義「戦後教育改革期における女子薬学専門学校の大学転換に関する一考察」『教育学研究科紀要』（早稲田大学）第28号、2018年。
- 37 『共立薬科大学四十年史』、共立薬科大学、1970年、26～27頁。
- 38 同上、27頁。
- 39 湯川「戦後教育改革期における女子薬学専門学校の大学転換に関する一考察」65頁。
- 40 『学校法人 神戸薬科大学年史 第二巻』、神戸薬科大学、2003年、14頁。
- 41 『学校法人 神戸薬科大学年史 第一巻』、神戸薬科大学、1992年、297・298頁。
- 42 『学校法人 神戸薬科大学年史 第二巻』、14頁。
- 43 『学校法人 神戸薬科大学年史 第一巻』、298頁。
- 44 「大学昇格への諸問題」『東京女子大学新聞』第7号、1947年12月15日。
- 45 『東邦大学三十年史』、東邦大学、1955年、243頁。
- 46 東京女子高等師範学校「昭和二十二年十一月 東京国立女子大学創設趣旨並組織」、御茶の水女子大学蔵。
- 47 『昭和二十三年 県立熊本女子大学設置認可申請書 熊本県』熊本県庁蔵。
- 48 「日本女性の長短所」『広島女専新聞』第2号、1947年11月10日、1面。
- 49 **WOMEN STUDENTS ENTERING THE IMPERIAL UNIVERSITIES IN JAPAN IN 1946.** ホームズ文書、国立教育政策研究所 教育図書館蔵。
- 50 『昭和二十三年 県立熊本女子大学設置認可申請書 熊本県』。
- 51 「新生への胎動」『広島女専新聞』第1号、1面。
- 52 神田道子『現代における婦人の地位と役割』、光成館、1972年、309頁。しかし神田は、1970年頃の状況を「逆に女子にたいする過保護という問題」があると指摘している。
- 53 黒岡千佳子「わが国の女子高等教育における別学教育と共学教育の変遷」『福井県立短期大学研究紀要』第8号、1983年、139頁。
- 54 天野正子編、『女子高等教育の座標』、垣内出版、1986年、66頁。
- 55 林太郎「新制女子大学と家政学部の創設事情」『東京家政大学紀要』第10号、1970年、21頁。
- 56 椛山正式「女子大学の門ひらく」『いとぐき』昭和二十四年号、1950年12月、2頁。
- 57 「広島女子大学を実現せん」『広島女専新聞』第6号、1948年12月20日、1面。

-
- 58 「一 東京家政大学設置要項」『東京家政大学』、(4A 9-14 399)。
- 59 「清泉女子大学設置要項」『清泉女子大学』、(4A 10-3 545)。
- 60 「新制大学の性格」『家庭週報』(日本女子大学同窓会誌) 1947年12月10日、3頁。
- 61 「大学設置認可申請書」『昭和女子大学』、(4A 10-1 410)。
- 62 『昭和女子大学七十年史』、1990年、260頁。
- 63 「一 東京家政大学設置要項」『東京家政大学』、(4A 9-14 399)。
- 64 「大学設置認可申請書」『金城学院大学』、(4A 10-4 605)。
- 65 「第一 東京国立女子大学設置要項」『お茶の水女子大学1』、(3A 29-7 506)。
- 66 湯川次義「新制女子大学の学部・学科組織に関する一考察」『日本教育史論集』第4号、2017年。
- 67 湯川次義「戦後教育改革期における女子大学の教育目的」『日本教育史論集』第5号、2018年。
- 68 「学内雑報」『東京女子大学学報』第2号、1947年1月30日、4面。
- 69 「昭和二十三年四月実施予定 同志社学制案」『同志社理事会記録 昭和22年度 10月-3月』、同志社社史資料室蔵。
- 70 「女子大学開校式」『同志社タイムス』第1号、1949年5月15日、1面。
- 71 藤本、前掲、22頁。
- 72 『和洋学園八十年史』、和洋学園、1977年、197頁。
- 73 例えば、1946年に東京帝国大学に入学した女性たちは懇談会を開き、衛生施設の完備や女子控室の設置を要望するとともに、男子学生の「公衆道徳」欠如などを話し合っている。「男子学生へ痛い批判」『帝国大学新聞』、1946年6月11日、1面。
- 74 林、前掲、21頁。
- 75 藤本、前掲、23頁。
- 76 東京女子高等師範学校「昭和二十二年十一月 東京国立女子大学創設趣旨並組織」、お茶の水女子大学蔵。
- 77 林、前掲、21頁。
- 78 「女子の大学教育機関に」『広島女専新聞』第4号、1948年3月1日。
- 79 「熊本県立女子専門学校を大学に昇格させる建議案」『熊本県議会速記録 昭和二十二年十月(定例会)第三号』、1947年10月30日、195~198頁。
- 80 **The Accreditation of Women's Universities and Guidance and Professional Courses.** 1947年3月24日 CIE(B)-05328-F1~F2. 『新制日本女子大学成立関係資料』参照。
- 81 林、前掲、21頁。
- 82 藤本、前掲、24頁。
- 83 林、前掲、21頁。
- 84 『女子美術大学百年史』、130頁。
- 85 湯川次義「戦後教育改革期における女子大学の設置とその特徴」『早稲田教育評論』第32号第1号、2018年。